令和７年第４回上里町議会定例会会議録第３号

令和７年６月９日（月曜日）

本日の会議に付した事件

日程第　７　（町長提出議案第３５号）令和７年度上里町一般会計補正予算（第２号）について

日程第　８　（町長提出議案第３６号）令和７年度上里町介護保険特別会計補正予算（第１号）について

日程第　９　（町長提出諮問第１号）人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

出席議員（１３人）

１番	石井慎也君	２番	伊藤　覚君
３番	金子義則君	４番	戸矢隆光君
５番	髙橋勝利君	６番	飯塚賢治君
７番	猪岡　壽君	８番	齊藤　崇君
９番	植原育雄君	１１番	新井　實君
１２番	沓澤幸子君	１３番	髙橋　仁君
１４番	黛　浩之君		

欠席議員　（１人）

１０番　高橋正行君

説明のため出席した者

町長	山下博一君	副町長	島田邦弘君
教育長	齊藤雅男君	総務課長	望月　誠君
総合政策課長	吉村貴文君	税務課長	間々田由美君
町民福祉課長	井出康之君	子育て共生課長	阿佐美由紀君
高齢者いきいき課長	山田　隆君	教育総務課長	及川慶一君
教育指導課長	櫻井達夫君		

事務局職員出席者

事務局長	神村輝行	係長	長谷川紀江
主任	岡　利憲		

◎開　　議

午前９時０分開議

○議長（飯塚賢治君）　ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。

―――――――――――――――――――◇―――――――――――――――――――

◎日程第７　町長提出議案第３５号　令和７年度上里町一般会計補正予算（第２号）について

○議長（飯塚賢治君）　日程第７、町長提出議案第35号　令和７年度上里町一般会計補正予算（第２号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長　島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君）　皆様、おはようございます。

御提案申し上げました議案第35号　令和７年度上里町一般会計補正予算（第２号）について御説明申し上げます。

本補正予算は、次に定めるところによります。

まず、第１条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３億1,674万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130億5,744万7,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

第２条は、地方債の追加について、第２表地方債補正によると規定するものでございます。

２ページを御覧ください。

こちらは、第１表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款15国庫支出金は１億5,635万7,000円の増額補正となり、内容は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び障害者自立支援給付費負担金の増額となっております。

款16県支出金は5,737万4,000円の増額補正となり、主な内容は埼玉県公立学校情報機器整備事業費補助金や埼玉県保育所等物価高騰対策給付事業補助金などの増額となっております。

款20繰越金は1,151万6,000円の増額補正となり、前年度繰越金の増額となっております。

款22町債は9,150万円の増額補正となり、内容は小学校教育振興事業債及び中学校教育振興事業債の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対して３億1,674万7,000円を追加し、130億5,744万7,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

款２総務費は１億5,790万円の増額補正となり、内容は定額減税補足給付金事業費や総合行政情報システム事業に係る住基税システム等電算委託料の増額となっております。

款３民生費は292万5,000円の増額補正となり、内容は保育所等物価高騰対策給付金や障害者総合支援システム改修業務委託料、介護保険特別会計操出金の増額となっております。

款９教育費は１億5,592万2,000円の増額補正となり、内容は小学校教育振興事業及び中学校教育振興事業に係る教育用機器購入費などの増額と、教育用機器賃借料の減額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対して３億1,674万7,000円を追加し、130億5,744万7,000円とするものでございます。

次に３ページを御覧ください。

第２表地方債補正につきましては、起債対象となる事業費の増額に伴い、小学校教育振興事業5,900万円、中学校教育振興事業3,250万円を、教育関係の地方債としてそれぞれ限度額を追加するものでございます。

以上、令和７年度上里町一般会計補正予算（第２号）の提案説明を申し上げました。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、総合政策課長が、お手元の一般会計補正予算資料で御説明申し上げます。

○議長（飯塚賢治君）　次に、担当課長より詳細説明を求めます。

総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について　総合政策課長　吉村貴文君補足説明〕

○議長（飯塚賢治君）　これで、提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔１２番　沓澤幸子君発言〕

○１２番（沓澤幸子君）　まずお聞きしたのは、税務課のところの定額減税補足給付金事業のところなんですけれども、前年度見込みをつけて定額減税を行って、確定に伴っての不足分を支出してするという形になると思うんですけれども、上里町、この金額を見ましても相当大きな金額になっていますので、どのぐらいの対象になるのか、お願いしたいと思います。

○議長（飯塚賢治君）　税務課長。

〔税務課長　間々田由美君発言〕

○税務課長（間々田由美君）　沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

今回対象として見込んでおります納税義務者が約4,000人、それに伴う扶養者を含めた対象者は約6,500人と見込んでございます。

以上です。

○議長（飯塚賢治君）　12番沓澤幸子議員。

〔１２番　沓澤幸子君発言〕

○１２番（沓澤幸子君）　そうしますと、かなりの金額でこれが実施されるわけなんですけれども、結果的に給付に至るまでの経過というんでしょうか、これからどのような形で何月頃には給付という形で実現できますでしょうか。

○議長（飯塚賢治君）　税務課長。

〔税務課長　間々田由美君発言〕

○税務課長（間々田由美君）　沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

国のほうが今回の抽出基準日を６月２日というふうに定めておりますので、この基準日に合わせまして対象者を抽出し計算をかけていくというところになります。６月で今回補正予算を御議決いただきましたら、その後、会計年度任用職員等の募集を行い、７月の下旬から８月の上旬にかけて対象者に対しては通知を送付するというふうに考えております。また、住民の方には８月広報にもちましてお知らせをし、御理解をいただければというふうに思っております。

国のほうが示します今回の申請期限が10月31日となってございますので、その間に申請をいただきました確認書等に伴いまして随時給付を行っていくというところとなっております。最終給付の期限が11月30日となってございますので、その日までに申請がいただいたものに関しては、全員の方に給付ができればというふうに考えております。

以上です。

○議長（飯塚賢治君）　12番沓澤幸子議員。

〔１２番　沓澤幸子君発言〕

○１２番（沓澤幸子君）　ありがとうございます。

子育て共生課のところでお尋ねしたいんですけれども、物価高騰対策ということで、県の事業として、だから県から２分の１ぐらいの補助金がくるのかなというふうに思いますけれども、学童クラブの補助金を見ますと非常に少ないですよね。それなので、内訳というんでしょうか。どういう基準に基づいて実施されるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（飯塚賢治君）　子育て共生課長。

〔子育て共生課長　阿佐美由紀君発言〕

○子育て共生課長（阿佐美由紀君）　ただいまの沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

今回の補助金の放課後児童クラブさんに対しての分の基準はどのようになっているのかというお尋ねだと思います。

放課後児童クラブさんにつきましては、低圧電力に関してと、ＬＰガスの利用に関してという部分で基準が出てございます。低圧電力につきましては、全て基準が利用定員掛ける単価となっておりまして、県のほうで示されている単価が、低圧電力の利用に関しましては定員掛ける200円で、ＬＰガスにつきましてはまた基準の計算式があるんですけれども、県のほうで示されている算定の式が、ＬＰガスが30円掛ける利用定員それからマイナス1,500円をするということで、そちらを計算しますとマイナスとなってしまいますので、今回計上させていただいていますのは、低圧電力に関する部分の補助という形になります。

以上です。

○議長（飯塚賢治君）　12番沓澤幸子議員。

〔１２番　沓澤幸子君発言〕

○１２番（沓澤幸子君）　ありがとうございました。

そうしますと、かなり少ないというのがよく分かりました。先ほどの説明ですと、食料品というのが入っていたと思うんですね。それは保育所のほうの補助になるのかなと思いますので、食料品の補助はどのような単価の計算になっていますでしょうか。

○議長（飯塚賢治君）　子育て共生課長。

〔子育て共生課長　阿佐美由紀君発言〕

○子育て共生課長（阿佐美由紀君）　沓澤議員の御質問に御説明させていただきます。

食材料費につきましては、議員おっしゃるとおり、保育所の部分に関しての補助となっております。こちらが示されている計算式によるものが、こちらも利用定員なんですけれども、単価が2,500円となっております。

以上です。

○議長（飯塚賢治君）　ほかに質疑はございませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔１２番　沓澤幸子君発言〕

○１２番（沓澤幸子君）　総合政策課のところの町債のことについてお尋ねしたいんですけれども、いわゆるＧＩＧＡの端末についての補助金と足りない部分について町債を起こしてということでありますけれども、お聞きしたいのは、教員部分については50％が交付税算入されるというところなんですけれども、大体この端末が５年サイクルぐらいで変わっていきますので、この５年間の中に交付税の項目にその50％というのが新たに加わって、きちっと入ってくるということで考えていいのでしょうか。

○議長（飯塚賢治君）　総合政策課長。

〔総合政策課長　吉村貴文君発言〕

○総合政策課長（吉村貴文君）　沓澤議員の御質問に御説明いたします。

議員おっしゃるとおり、教員分小学校・中学校といたしまして、５年間で入ってくるという見込みで大丈夫です。機器購入費、ソフトウエアそれぞれの小・中の分ということで、５年間で入ってくるということできます。50％ですね。

○議長（飯塚賢治君）　12番沓澤幸子議員。

〔１２番　沓澤幸子君発言〕

○１２番（沓澤幸子君）　なぜお聞きするかといいますと、今年からは臨時財政対策債がゼロになりましたけれども、臨時財政対策債を国が認めてくる中で、後の交付税に100％算入されますと説明されながら、交付税はずっと低く抑えられてきました。ここ数年なんですね、若干持ち直してきたのは。そういうことがありますので、後の交付税に算入されるというのが非常に曖昧で、本当にその金額が別枠で入ってくるのかというのが気になるところなんです。それはきちっと５年間で別枠で入ってくるというふうに金額も分かっていれば、示していただきたいと思います。

○議長（飯塚賢治君）　総合政策課長。

〔総合政策課長　吉村貴文君発言〕

○総合政策課長（吉村貴文君）　沓澤議員の御質問に御説明いたします。

こちらのほうは、町債のほうが90％ということで、残りの10％ということが負担となりまして、地方交付税につきましては５年間でおおよそ350万円程度ということになっております。

以上になります。

○議長（飯塚賢治君）　ほかに質疑はございませんか。

８番齊藤崇議員。

〔８番　齊藤　崇君発言〕

○８番（齊藤　崇君）　小学校と中学校の教育振興事業のところで伺いたいんですが、今回は要するに備品購入費ということで、端末を小・中学生の分と教職員分、購入するわけですね。先日の全協でも説明あったんですけれども、５年間というのが頭に残っているんですが、これ途中でＯＳが変わったりなんかした場合は、買取りとなっちゃうとその作業というか、ＯＳが変わってしまったら端末変えるのか、それともバージョンアップするのか、その辺のことは考えているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（飯塚賢治君）　教育総務課長。

〔教育総務課長　及川慶一君発言〕

○教育総務課長（及川慶一君）　齊藤崇議員の御質問に御説明させていただきます。

当然のことながら、備品購入費で今年度購入するということでございますので、現状インストールされるＯＳにつきましては最新バージョンで入ってくるということになろうかと思います。またあわせまして、セキュリティーソフト等の対応だとか、それからＯＳの脆弱性を補完する意味でもバージョンアップ、これについては通常行われるものというふうに認識しているところでございます。

また、ＯＳ自体を変更するということになりますと、当然のことながら、全協でも御説明させていただきました、ソフトウェアについての対応がどうなるのかといったような課題がございます。そういった意味では、現行のそのＯＳを基本的には５年間運用していくというような考え方に立って、購入のほうは行っていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（飯塚賢治君）　ほかに質疑はございませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔１２番　沓澤幸子君発言〕

○１２番（沓澤幸子君）　この備品購入のところなんですけれども、当初予算で借りる賃貸の予算を立てましたけれども、やっぱり購入することになりましたよということで、購入のほうが金額的にもメリットが大きいという説明でしたけれども、５年ぐらいの更新でいくから私もそんなにバージョンアップとかいう心配はしなくてもいいかなとは思っているんですけれども、どのぐらいの金額の差があったのか、分かればお示しいただきたいと思います。

○議長（飯塚賢治君）　教育総務課長。

〔教育総務課長　及川慶一君発言〕

○教育総務課長（及川慶一君）　沓澤議員の御質問に御説明させていただきます。

当初予算の計上した状況、それと今回あくまで予算ベースの考え方ということで御理解いただきたいんですけれども、予算ベースの考え方でいった場合には、令和７年度当初予算で計上した状況でございますと、町の支払総額で１億4,370万程度かなという見込みでございます。今回補正後の町の支払いの単独分ということの状況といたしましては、起債のほうの金利は入っておりませんけれども、おおむね１億196万9,000円という見込みでございます。以上のことから4,000万円程度違うんですが、あくまで予算ベースのお話だということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（飯塚賢治君）　ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君）　質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君）　ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第35号　令和７年度上里町一般会計補正予算（第２号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君）　起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第８　町長提出議案第３６号　令和７年度上里町介護保険特別会計補正予算（第１号）について

○議長（飯塚賢治君）　日程第８、町長提出議案第36号　令和７年度上里町介護保険特別会計補正予算（第１号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長　島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君）　御提案申し上げました議案第36号　令和７年度上里町介護保険特別会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。

本補正予算は次に定めるところによります。

第１条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億1,886万4,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

２ページを御覧ください。

第１表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款５繰入金は65万5,000円の増額補正で、介護保険システム改修費に係るその他一般会計繰入金の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対しまして65万5,000円を追加し、22億1,886万4,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

款１総務費は65万5,000円の増額補正で、所得基準見直しに伴う介護保険システム改修業務委託料の追加となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対しまして65万5,000円を追加し、22億1,886万4,000円とするものでございます。

以上、令和７年度上里町介護保険特別会計補正予算（第１号）の提案説明を申し上げました。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君）　これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君）　質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君）　ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第36号　令和７年度上里町介護保険特別会計補正予算（第１号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君）　起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――◇―――――――――――――――――――――

◎日程第９　町長提出諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（飯塚賢治君）　日程第９、町長提出諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

町長。

〔町長　山下博一君発言〕

○町長（山下博一君）　皆様、おはようございます。提案理由の御説明申し上げます。

御提案申し上げました諮問第１号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明申し上げます。

諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

人権擁護委員の坪山利江子氏が、本年９月30日をもちまして任期満了となりますので、再任

の推薦を行いたく議会の意見を求めるものでございます。

それでは、人権擁護委員に推薦する坪山利江子氏について、御紹介を申し上げます。

坪山利江子氏は、大字神保原町701番地２に在住。昭和29年11月９日生まれの70歳であります。現在、人権擁護委員第１期目で、大学を卒業後35年間、教員として本庄・児玉郡市内の小学校にて御活躍されました。在職中、人権教育を子どもたちに指導する一方、教職員同士でも研修を行うなど、人権に対する関心と知識は高いものと見受けられます。

以上のとおり、人権擁護に理解・関心がある上、人権擁護委員として人格・識見ともに申し分ないため、引き続き再任を推薦するものでございます。

以上、推進する１名につきまして、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づきまして、議会の御意見をいただくこと、ここに御提案申し上げる次第でございます。なお、任期は３年でございます。

慎重御審議をいただき、御議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案説明といたします。どうぞよろしくお願いします。

○議長（飯塚賢治君）　これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君）　質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君）　ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は推薦に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君）　起立全員であります。

よって、本件は推薦に同意することに決定いたしました。

◎散　　会

○議長（飯塚賢治君）　本日はこれをもって散会いたします。

大変に、お疲れさまでした。

午前９時３６分散会